

人愛幸せを求めて ⑬

2003～2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

同和問題の解決に向けて 私たち一人ひとりの課題です

同和問題は、同和地区に生まれたという理由で、さまざまな差別を受けるというわが国固有の人権問題です。

この問題を解決するため、これまで特別措置法により、さまざまな施策を推進し、生活環境などは大きく改善され、平成14年（2002年）3月には、法の期限切れにより、この法律は失効しました。

しかし、このことは同和問題が解決したということではありません。現実として、結婚・就職問題をはじめ、差別投書やインターネットを悪用した差別文書の掲載など、まだ解決しなければならぬ課題があります。また昨年には、県内で、「町の××は同和地区の者だ」と実名が書かれた紙片が大量にばらまかれるという悪質な事件も起きています。



同和問題は、「自分に関係ないので、知らなくてもいい」という人がいます。本当にそれではいいのでしょうか。私たちのまわりにある同和問題をはじめとするさまざまな差別は、憲法ですべての人に保障されている基本的人権を、侵害することであり、幸せに生きたいという願いを踏みにじるものです。

同和問題を正しく知り、解決に向けて努力することが、結局は、私たち一人ひとりの人権を大切にし、生き生きと暮らすことのできる社会をつくっていくことにつながるのではないのでしょうか。

（人権啓発広報編集委員会）

人権標語

（小学4年生の作品）

なぜあらそう 同じ世界 同じ時を生きるのに



消費生活相談

相談内容

30万円の中古車を契約して、とりあえず10万円を支払いましたが、契約を断念しました。3日後、販売店に解約の意思を伝えたと「キャンセル料が必要であり、返金できない」と言われました。キャンセル料が高額すぎるのではないのでしょうか。

アドバイス

契約の成立時期については、業界団体加盟業者は「自動車の登録がされた日」、注文により販売会社が修理・改造・架装などに着手した日、もしくは自動車の引き渡しになされた日のいずれか早い日」としていますが、業界団体非加盟業者は「口頭による申し込み、承諾によって契約が成立する」、「購入者が手付金を支払った時点で契約が成立する」などとしている場合もあります。

高額なキャンセル料を請求された中古車の契約

相談者の場合、非加盟業者と契約しており、注文書に署名した時点で契約が成立したと考えられます。契約が成立すると、一方的な解約はできません。相談者に対して、キャンセル料の内訳（どのような実損が発生しているか）を書面にしてもらい、自主交渉するよう助言しました。

自動車の購入には、クーリング・オフ制度が適用されません。安易な解約はトラブルのもとです。注文書に署名・押印する前に、契約内容をよく確認し、購入資金や維持費についても、事前に無理のない計画を立てましょう。

消費生活相談室

とき 土・日曜日、祝日を除く 月～金曜日 10時～16時
ところ 市役所本庁（5階）
☎0848676410

今月の消費生活巡回相談
7日（金）14時～16時 本郷支所
28日（金）14時～16時 久井保健福祉センター
問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072
☎084864103